秦野精華園後援会 会則

第1条(目的)

この会は、「秦野精華園」及び「希望の丘はだの」に集う障害のあるひとびとの幸せを願い、「秦野精華園」及び「希望の丘はだの」が行う各種事業を支援することを目的とする。

第2条(事務所)

この会の事務所は、秦野市南矢名3丁目2番1号 秦野精華園内に置く。

第3条 (会員の構成)

この会の会員は、「秦野精華園」及び「希望の丘はだの」が行う各種事業に理解をもち、この会を通じて各種事業に寄与する有志を以って構成する。

- 2 この会への加入は次条に定める会費の支払いをもって成立する。
- 3 会員は次条に定める会費を毎年支払うものとする。

第4条(会費)

この会の会費は、次のとおりとする。

個人会員 年額 1口以上 (1口は 2,000円)

団体会員 年額 1口以上 (1口は 10,000円)

第5条(役員等)

この会に次の役員及び顧問を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計 2名 幹事 若干名 監事 2名 顧問 若干名

第6条(役員等の選任)

役員等は、総会において選任する。

2 会長等の役員は、役員の互選により定める。

第7条(役員の任期)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

役員の欠員にともなう後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条(役員の任務)

会長は、この会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

会計は、会長または副会長の承認を得て会計処理を行う。

幹事は、後援会事業に必要な支援活動に参画する。

監事は、業務の執行状況及び会の会計を監査する。

第9条(総会)

総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年度終了後2月以内に開くものとする。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会に出席した会員のうちから選任するものとする。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 6 総会はこの会の予算、決算、事業計画、会則の制定・改廃、その他の重要事項を審 議し、決定する。

第 10 条 (役員会)

常任役員会は、会長、副会長、会計、幹事で構成し、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営及び事業の執行に関する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

2 役員会の開催は、原則として隔月とする。

第 11 条(後援会の事業)

後援会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 「秦野精華園」及び「希望の丘はだの」が取り組む自立支援、地域生活支援活動への助成
- (2) 「秦野精華園」及び「希望の丘はだの」の行事等各種事業への支援
- (3) 施設整備等への支援
- (4) ボランティア活動への支援
- (5) 上記の事業を達成するために必要な事業

第12条(会員への報告)

会長は、後援会の活動状況、収支状況等を年1回以上会員に報告しなければならない。

第13条(会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第14条(事務局)

会に事務局をおく。

- 2 事務局は、「秦野精華園」及び「希望の丘はだの」の職員をもって充てる。
- 3 事務局は、入会手続き、会の連絡等、会務を処理する。

第15条(細則)

この会の細則は、役員会の承認を得て会長が制定する。

附則

- 1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日施行(発足)の秦野精華園後援会会則は、廃止する。 附 則
 - この会則は、平成10年7月1日から施行する。 附 則
 - この会則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
 - この会則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
 - この会則は、平成15年11月1日から施行する。 歴 則
 - この会則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
 - この会則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
 - この会則は、令和2年4月1日から施行する。